



発行  
東京都

目次

21

公 告

○包括外部監査の結果に関する報告の公表……………  
……………（東京都監査委員）… 一

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、東京都包括外部監査人山下康彦から令和7年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年3月27日

東京都監査委員	保	坂	まさひろ
東京都監査委員	中	村	ひろし
東京都監査委員	茂	垣	之雄
東京都監査委員	後	藤	靖子
東京都監査委員	小	粥	純子

令和7年度

包括外部監査の結果報告書

東京都包括外部監査人  
公認会計士 山下康彦

## 環境局の事業に関する事務の執行及び公益財団法人東京都環境公社の経営管理について

### 第1 包括外部監査の概要

#### 1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づき包括外部監査

#### 2 選定した特定の事件（監査テーマ）

環境局の事業に関する事務の執行及び公益財団法人東京都環境公社の経営管理について

#### 3 監査対象年度

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）  
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

#### 4 監査対象局等

環境局  
公益財団法人東京都環境公社

#### 5 外部監査の実施期間

令和7年6月26日から令和8年2月10日まで

#### 6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人  
公認会計士 山下 康彦

#### (2) 補助者

公認会計士 浜田 陽介	公認会計士 平野 清秀
公認会計士 高橋 宏延	公認会計士 太田 雅紀
公認会計士 三枝 和臣	公認会計士 内藤 吉健
公認会計士 吉田 峻介	公認会計士 伊達 尚人
公認会計士 亀井 誠人	公認会計士 菅田 裕之
公認会計士 横溝 知主	公認会計士 若林 慎子
公認会計士 木子 裕美	公認会計士 他 高橋 増美

#### 7 特定の事件を選定した理由

東京都は、「成長」と「成熟」が両立した「世界で一番の都市・東京」を目指し、令和7年3月に「2050 東京戦略」を策定した。これは、2050年代に目指す東京の姿を表現するために、2035年に向けた政策をまとめたものである。「2050

東京戦略」は、都政を取り巻く情勢の変化として「気候危機の深刻化」を挙げ、その個別の戦略として「ゼロエミッション」や「緑と水」を掲げるなど、環境に関連した課題への対策を重視している。これらは、都民一人ひとりが幸せを実感できる成熟した都市として重要な戦略であるが、東京都が打ち出す施策の効果は、単に都内だけに施策の効果がとどまらず、あらゆる分野で我が国や世界の諸都市にも波及するものである。人口や企業が集積する東京都の環境施策は、施策に関連する民間の市場を育成し、全国への展開にもつながるだけでなく、世界の成長をけん引するポテンシャルと影響力を持つという視点を持って実施されることが重要である。

東京都の環境施策は、平成17年3月の環境確保条例改正以降、積極的な展開を見せているが、令和4年9月に策定した東京都環境基本計画において、2030年までに2000年比でのカーボンハーフを達成する野心的な目標を掲げるなど、一層加速している。こうした中、ゼロエミッションの実現への諸施策は、再生可能エネルギーの導入拡大やサーキュラー・エコノミーの推進、食品ロス削減への取組など非常に多種多様である。事業のメニュー・規模とも増加しており、令和6年度の環境局全体の予算(環境費)は、わずか5年前の令和元年度417億円に比べて約4倍の1,758億円となっているが、このうち1,379億円はゼロエミッションの実現にかかると見られる。また、予算規模は小さくとも、多様な自然を有する東京都において、自然と共生する豊かな社会の実現、良質な都市環境の実現は、ゼロエミッションとも通底する都民の生活環境にとって重要なことである。環境局の事業は、直近で包括外部監査の対象となった平成29年度から8年を経過している。この間、環境を取り巻く状況は、気候危機の深刻化だけでなく、コロナ禍を経た生活スタイルの変化もある。内容の進化や規模の増大が著しい重要施策・事業だけに、改めて課題を整理する時期に差し掛かっていると思われる。

については、環境局の事業について、事務が関係法令に則り、経済性・有効性・効率性を十分に考慮しつつ執行されているかなどについて検討することは非常に意義のあることと考え、環境局の事業を令和7年度の包括外部監査対象事件に選定した。

また、環境局の政策連携団体である公益財団法人東京都環境公社は、局から補助金等を受けるほか、局の多様な施策に関連して事業を受託するなど、局と一体となって幅広く事業を実施していることから、監査対象とすることが適当と考えた。

## 8 外部監査の方法

### (1) 基本的な視点

環境局の事業に関する事務の執行及び公益財団法人東京都環境公社の経営管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成するために、法規等準拠性(合規性)の観点に加え、いわゆる3E(経済性、効率性及び有効性)の観点により監査を実施する。

法規等準拠性は、環境局及び公益財団法人東京都環境公社が実施する各種事務・事業の手續が、各種規則や要綱等に沿って適切に行われているかという視点である。例えば、出資金、補助金等の事務や財産管理を法規等に準拠して実施しているかという視点である。法規等に準拠していない不適正な処理がなされている場合には、環境局及び公益財団法人東京都環境公社に改善策を提案する。

経済性、効率性とは、事務・事業の遂行に当たり、成果に対して最少の経費、労力で事業が執行されているかという視点となる。環境局の各事業について、一定のコストでより大きな成果を上げているか、又は一定の成果に対してより少ないコストで達成しているかについて検討することとする。

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。環境局が行っている事業の中には、例えば、エネルギーの脱炭素化や持続可能な資源利用のように、成果そのものに、より焦点を当てるべきものもある。環境局及び公益財団法人東京都環境公社が、これら事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといったPDCAサイクルの観点も重要となる。

### (2) 主な監査手続

#### ア ヒアリング

(ア) 各種事業の内容等について、環境局の各担当者に対して、事業運営全般の状況、出資金の管理状況、業務内容等について、ヒアリングによって確認する。

(イ) 公益財団法人東京都環境公社の各担当者に対して、経営管理の状況、事業の管理等について、ヒアリングによって確認する。

(ウ) 環境局及び公益財団法人東京都環境公社の担当者に対して、環境局と公益財団法人東京都環境公社との関係について確認するとともに、環境局の公益財団法人東京都環境公社に対するモニタリングの状況等について、ヒアリングによって確認する。

#### イ 資料・文書の閲覧及び分析

アのヒアリングに関連する各種資料を閲覧する。

#### ウ 現場の視察、資産管理状況の確認

##### (ア) 多摩環境事務所の視察

多摩環境事務所を訪問し、各事業の概要、実施状況及び課題などを把握した。また、財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。さらに、支出、契約などの各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

##### (イ) 東京都立小峰公園及び小峰ビジターセンターの視察

東京都立小峰公園及び小峰ビジターセンターを訪問し、施設の概要や課題などを把握した。その上で、当該施設を視察するとともに、財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。また、指定管理のモニタリング状況等について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

##### (ウ) 東京都あきる野市養沢地内の森林再生事業の現場の視察

東京都あきる野市養沢地内の森林再生事業の現場を訪問し、実施事業の概要や課題などを把握した。その上で、当該事業実施場所を視察し、現地確認を実施した。

##### (エ) 公益財団法人東京都環境公社の視察

公益財団法人東京都環境公社は、複数の拠点に配置されているため、本社、東京都地球温暖化防止活動推進センター、東京サーキュラーエコノミー推進センター、東京都生物多様性推進センター及び東京都環境科学研究所を訪問し、各事業の概要、実施状況及び課題等を把握した。

また、必要に応じて施設を視察するとともに、財産管理事務の実施状況を把握し、現物確認を実施した。さらに、支出、契約、補助金などの各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

#### エ 監査意見の取りまとめ

アからウまでの監査手続を実施することにより、経済性、効率性、有効性、さらには合規性の観点から、監査意見を取りまとめらる。

なお、本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」とに分けて記載している。指摘は、法規の誤った適用や違反等に該当すると考えられるため、適正性や妥当性などの観点から早期に是正すべきと認められる事項である。

また、意見は、事務事業の執行に関して、誤りではないが、地方自治法第2条第14項及び第15項に定められている経済性や効率性、有効性などの観点から、検討が必要と認められる事項である。つまり、住民の福祉の増進に寄与している

かといった視点、最少の経費で最大の効果を上げる努力をしているかといった視点、組織及び運営の合理化・適正化がなされているかといった視点及び規模の適正化を図っているかといった視点に関連して、改善が望まれる事項などに該当するものである。

#### オ 報告書の作成

本報告書では、監査の結果の冒頭に環境局全体について意見を記載している。主に、E B P M、東京都環境白書、出資金などに対する意見である。

その後、各事業に対する指摘・意見を記載している。まず、ゼロエミッションの実現に関する事業では、主にゼロエミッション東京戦略、補助・助成事業について取り上げている。次に、自然と共生する豊かな社会の実現に関する事業では、主に生物多様性地域戦略、保全と再生、自然公園について取り上げている。次に、より良質な都市環境の実現に関する事業では、主に各種対策に係る取組、立入検査について取り上げている。

最後に、公益財団法人東京都環境公社の経営管理について、主に公社の中長期計画、事務執行、自主事業について取り上げている。

なお、これ以降の本文中における公益財団法人東京都環境公社の名称記載については、表題を除き、「環境公社」と表記する。

#### 9 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
環境局の事業に関する事務の執行及び公益財団法人東京都環境公社の経営管理について	6	68	74

#### 10 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容  
1 環境局の概要について  
1 組織

環境局の組織及び職員配置は、以下のとおりである。

表A-1-1 職員配置(令和7年7月1日現在)

	現 員		再任用 (内数)
	管理職	一般職員	
<b>総務部</b>	<b>89</b>	<b>17</b>	<b>72</b>
総務課	32	7	25
環境政策課	43	9	34
総務課	14	1	13
<b>気候変動対策部</b>	<b>143</b>	<b>24</b>	<b>119</b>
計画課	61	13	48
総量削減課	22	3	19
地域エネルギー課	11	1	10
環境都市づくり課	31	5	26
家庭エネルギー対策課	18	2	16
<b>環境改善部</b>	<b>85</b>	<b>9</b>	<b>76</b>
計画課	13	4	9
大気保全課	16	1	15
化学物質対策課	21	2	19
環境保安課	20	1	19
自動車環境課	15	1	14
<b>自然環境部</b>	<b>67</b>	<b>9</b>	<b>58</b>
計画課	27	6	21
緑環境課	24	2	22
水環境課	16	1	15
<b>資源循環推進部</b>	<b>114</b>	<b>15</b>	<b>99</b>
計画課	29	8	21
一般廃棄物対策課	20	2	18
産業廃棄物対策課	34	3	31
廃棄物理立管理事務所	31	2	29
<b>多摩環境事務所</b>	<b>78</b>	<b>5</b>	<b>73</b>
管理課	15	2	13
環境改善課	24	1	23
自然環境課	25	1	24
廃棄物対策課	14	1	13
<b>局 合 計</b>	<b>576</b>	<b>79</b>	<b>497</b>

(注) 現員には、休職中の職員、派遣職員及び兼任職員を含まない。  
令和7年版環境局事業概要より監査人作成

2 分掌事務

環境局の分掌事務は、以下のとおりである。

表A-1-2 分掌事務(令和7年7月1日現在)

総務部	
総務課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局の組織及び定数に関すること。</li> <li>2 局所属職員の人事及び給与に関すること。</li> <li>3 局所属職員の福利厚生に関すること。</li> <li>4 局事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。</li> <li>5 局の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。</li> <li>6 局事務事業の管理改善に関すること。</li> <li>7 東京都職員研修規則第四条の規定に基づく研修の実施に関すること。</li> <li>8 区市町村が実施する環境保全に係る研修への支援に関すること。</li> <li>9 環境事務所に関すること。</li> <li>10 局事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること(デジタルトランスフォーメーション推進に関するものを除く。)</li> <li>11 東京都環境保全推進委員会に関すること。</li> <li>12 局の情報公開に係る連絡調整等に関すること。</li> <li>13 局の個人情報保護に係る連絡調整等に関すること。</li> <li>14 公害に係る紛争の処理に関すること。</li> <li>15 東京都公害審査会に関すること。</li> <li>16 局事務事業の広報及び広聴に関すること。</li> <li>17 局内他の部及び課に属しないこと。</li> </ol>
環境政策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境保全に係る施策の総合的な企画、調査、調整及び推進に関すること。</li> <li>2 局事務事業のデジタルトランスフォーメーション推進に関すること。</li> <li>3 環境保全に係る総合的な計画の策定及び調整に関すること。</li> <li>4 環境保全関係予算の調整及び総括に関すること。</li> <li>5 環境保全に係る都民等との連携推進に関すること。</li> <li>6 局事務事業の事務事業評価の実施に関すること。</li> <li>7 東京都環境審議会に関すること。</li> <li>8 環境学習の推進に関すること。</li> <li>9 環境保全に係る施策に関する国際協力及びその調整に関すること(他の部に属するものを除く。)</li> <li>10 局事務事業に係る国、道府県、区市町村その他関係機関との総合的な連絡調整に関すること。</li> <li>11 東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価の実施に関すること。</li> <li>12 東京都環境影響評価審議会に関すること。</li> <li>13 環境影響評価に係る技術的事項に関すること。</li> </ol>
経 理 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 局の予算、決算及び会計に関すること。</li> <li>2 局事務事業の進行管理に関すること。</li> <li>3 局の契約に関すること。</li> <li>4 局の財産及び物品の管理に関すること(他の部に属するものを除く。)</li> </ol>

気候変動対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都市と地球の持続可能性の確保に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること（他の部に属するものを除く。）。</li> <li>2 スーパーエネルギー都市の実現及び省エネルギーの推進に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>3 地球温暖化対策の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づくエネルギー供給事業における環境への負荷の低減に関すること。</li> <li>5 部内他の課に属しないこと。</li> </ol>
総量削減課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく大規模事業所からの温室効果ガス排出量の削減に関すること。</li> <li>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく中小規模事業所における地球温暖化対策の推進に関すること。</li> </ol>
地域エネルギー課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域エネルギーの推進に係る企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく地域におけるエネルギーの有効利用に関すること。</li> </ol>
環境都市課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 環境都市づくりに係る企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 ヒートアイランド対策の推進に係る企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>3 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく建築物に係る環境配慮の措置に関すること。</li> </ol>
家庭エネルギー対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 家庭における省エネルギー、再生可能エネルギー等の対策に係る企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく家庭用電気機器等に係る温室効果ガスの排出の削減に関すること。</li> </ol>
環境改善部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染防止対策、悪臭防止対策、騒音防止対策、振動防止対策及び土壌汚染防止対策等の総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 公害防止管理者に関すること。</li> <li>3 環境保全に係る助成に関すること（他の部に属するものを除く。）。</li> <li>4 部内他の課に属しないこと。</li> </ol>
計 画 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の発生源規制に係る企画、調査及び調整に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。</li> <li>2 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る規制基準等の策定に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。</li> <li>3 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の発生源に対する規制及び指導に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。</li> <li>4 大気汚染、悪臭、騒音及び振動の防止に係る技術的指導に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。</li> <li>5 大気汚染状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>6 大気汚染状況の常時監視に関すること（部内他の課に属するものを除く。）。</li> </ol>

化学物質対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>7 大気汚染に係る緊急時の措置に関すること。</li> <li>8 大気汚染に係る監視測定施設に関すること。</li> <li>1 化学物質対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 化学物質の環境への排出量の把握等及び環境への影響の評価に関すること。</li> <li>3 化学物質の管理の改善及び排出抑制に係る指導に関すること。</li> <li>4 化学物質に係る知識の普及に関すること。</li> <li>5 土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>6 土壌汚染及び地下水の汚染に係る規制及び指導に関すること（他の部に属するものを除く。）。</li> <li>7 土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る技術的指導に関すること。</li> <li>8 地下水の水質汚濁状況及び土壌汚染状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>9 地下水の水質汚濁状況、土壌汚染状況及び有害大気汚染物質による大気汚染状況の常時監視に関すること。</li> </ol>
環境保安課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高圧ガス等による災害防止対策の企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>2 高圧ガス等による災害防止に係る指導に関すること。</li> <li>3 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の施行に関すること。</li> <li>4 ガス事業法に基づくガス用品販売事業者の取締り及び指導に関すること。</li> <li>5 火薬等による災害の防止対策の企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>6 火薬等による災害の防止に係る指導に関すること。</li> <li>7 火薬類取締法、武器等製造法、電気用品安全法、電気工事士法及び電気工事業の業務の適正化に関する法律の施行に関すること。</li> <li>8 フロン対策に関すること（他の部課に属するものを除く。）。</li> </ol>
自 動 車 環 境 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自動車環境対策に係る総合的な企画、調査及び調整並びに普及啓発に関すること。</li> <li>2 自動車排出ガスの低減対策に関すること。</li> <li>3 自動車に起因する地球温暖化の対策に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。</li> <li>4 局地汚染対策及び自動車騒音振動対策に関すること。</li> <li>5 地域特性に応じた環境交通施策の企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>6 自動車排出ガス対策に係る指導、取締り及び行政処分並びに自動車に起因する地球温暖化の対策に係る指導及び助言に関すること。</li> <li>7 自動車排出ガス対策及び自動車に起因する地球温暖化の対策に係る支援に関すること（他の局及び部に属するものを除く。）。</li> </ol>
自然環境部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然の保護と回復に関する施策の方針の作成に関すること。</li> <li>2 自然の保護と回復に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>3 自然の保護と回復に関する知識の普及及び区市町村との連絡調整に関すること。</li> </ol>
計 画 課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然の保護と回復に関する施策の方針の作成に関すること。</li> <li>2 自然の保護と回復に関する施策の総合的な企画、調整及び推進に関すること。</li> <li>3 自然の保護と回復に関する知識の普及及び区市町村との連絡調整に関すること。</li> </ol>

資源循環推進部	<ol style="list-style-type: none"> <li>資源循環施策及び廃棄物対策に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> </ol>
計画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>資源循環施策及び廃棄物対策に係る総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> </ol>
環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>緑地保全制度に係る企画及び調整に関すること。</li> <li>保全地域の指定及び保全計画の策定に関すること。</li> <li>保全地域内における行為の規制及び保全事業の執行に関すること。</li> <li>東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき開発の規制に関すること。</li> <li>森林法に基づき林地開発の許可に関すること。</li> <li>森林病害虫の防除その他森林保護に関すること。</li> <li>多摩の森林再生事業に関すること。</li> <li>東京における自然の保護と回復に関する条例に基づき市街地等の緑化に関すること。</li> <li>自然公園事業及び近郊緑地事業の総合的な計画及び計画調整に関すること。</li> <li>自然公園事業及び近郊緑地事業に係る連絡及び調整に関すること。</li> <li>自然公園及び近郊緑地の区域内における行為の規制に関すること。</li> <li>自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に関すること。</li> </ol>
水環境課	<ol style="list-style-type: none"> <li>水循環及び水辺環境に係る施策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>水質汚濁防止対策及び地盤沈下対策の総合的な企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>水質汚濁及び地下水揚水に係る規制基準等の策定に関すること。</li> <li>水質汚濁の発生源規制及び地下水揚水規制に係る企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>水質汚濁及び地盤沈下の防止に係る技術的指導に関すること。</li> <li>水質汚濁の発生源及び地下水揚水事業場に対する規制及び指導に関すること。</li> <li>地下水保全に係る計画の策定及び推進に関すること。</li> <li>公共用水域の水質汚濁状況の監視測定に係る企画、調査及び調整に関すること。</li> <li>公共用水域の水質汚濁状況の監視測定に関すること。</li> <li>公共用水域の水質汚濁状況の常時監視に関すること。</li> <li>公共用水域の水質汚濁に係る緊急時の措置に関すること。</li> <li>温泉法に基づき土地の掘削の許可及び増掘又は動力の装置の許可に関すること。</li> </ol>

東京都多摩環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>資源循環施策及び廃棄物対策に係る事業者その他関係団体との調整及び支援に関すること。</li> <li>廃棄物処理計画に関すること。</li> <li>東京都廃棄物審査会に関すること。</li> <li>清掃事業に係る特別区、東京二十三区清掃一部事務組合及び東京二十三区清掃協議会との連絡調整に関すること。</li> <li>清掃事業に係る財産及び物品の管理に関すること。</li> <li>市内他の課に属しないこと。</li> </ol>
産業廃棄物対策課	<ol style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物処理業の許可及び指導に関すること。</li> <li>産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関すること。</li> <li>産業廃棄物の搬入承認に関すること。</li> <li>PCB廃棄物の処理対策の推進に関すること。</li> <li>使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき許可、登録及び指導に関すること。</li> </ol>
東京都廃棄物埋立管理事務所	<ol style="list-style-type: none"> <li>最終処分場の管理及び運営に関すること。</li> <li>最終処分場維持施設の管理、運営並びに建設及び補修工事に関すること。</li> <li>ガス発電に関すること。</li> <li>埋立処理作業等に係る管理及び調整に関すること。</li> <li>東京都廃棄物条例第二十一条第一項に規定する手数料の徴収に関すること。</li> </ol>
管理課	<ol style="list-style-type: none"> <li>所所属職員の人事及び給与に関すること。</li> <li>所の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。</li> <li>所の予算、決算及び会計に関すること。</li> <li>公害に係る相談及び広報連絡に関すること。</li> <li>公害防止関係事務に係る市町村及びその他関係機関との連絡調整に関すること。</li> </ol>

	<p>ること。</p> <p>6 高圧ガス、火薬等による災害防止に係る調査及び指導に關すること。</p> <p>7 高圧ガス保安法及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に關する法律の施行に關すること。</p> <p>8 ガス事業法に基づくガス用品販売事業者の取締り及び指導に關すること。</p> <p>9 火薬類取締法、武器等製造法及び電気用品安全法の施行に關すること。</p> <p>10 所内他の課に屬しないこと。</p>
	<p>1 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音及び振動の発生源に対する規制及び指導に關すること。</p> <p>2 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動及び地盤沈下の防止に係る市町村への技術的援助に關すること。</p> <p>3 土壌汚染対策及び地下水の汚染対策に係る技術的指導に關すること。</p> <p>4 地下水の揚水に係る規制及び指導に關すること。</p> <p>5 大気汚染状況、公共用水域及び地下水の水質汚濁状況並びに土壌汚染状況の監視測定に關すること。</p> <p>6 大気汚染及び公共用水域の水質汚濁に係る緊急時の措置に關すること。</p> <p>7 大気汚染に係る監視測定施設の保守管理に關すること。</p> <p>8 大気汚染、悪臭、水質汚濁及び土壌汚染に係る試料の検査及び分析に關すること。</p> <p>9 有害化学物質の管理の改善及び排出抑制に係る指導に關すること。</p>
環境改善課	<p>1 自然の保護と回復に關する事務に係る市町村との連絡調整に關すること。</p> <p>2 民間施設等の緑化の指導に關すること。</p> <p>3 保全地域内における行為の規制及び保全事業の執行に關すること。</p> <p>4 鳥獣保護管理及び狩猟に關すること。</p> <p>5 自然公園及び近郊緑地の区域内における行為の規制に關すること。</p> <p>6 自然公園事業及び近郊緑地事業の実施に關すること。</p> <p>7 東京における自然の保護と回復に關する条例に基づく開発の規制に關すること。</p> <p>8 森林法に基づく林地開発の許可に關すること。</p> <p>9 森林病害虫の防除その他森林保護及び森林の保全に關すること。</p>
自然環境課	<p>1 一般廃棄物処理施設の届出及び許可並びに指導に關すること。</p> <p>2 廃棄物再生事業者の登録に關すること。</p> <p>3 浄化槽の届出及び指導に關すること。</p> <p>4 浄化槽保守点検業者の登録及び指導に關すること。</p> <p>5 産業廃棄物処理業の許可及び指導に關すること。</p> <p>6 産業廃棄物処理施設の許可及び指導に關すること。</p> <p>7 産業廃棄物の排出者への指導に關すること。</p> <p>8 使用済自動車の再資源化等に關する法律に基づく許可、登録及び指導に關すること。</p>
廃棄物課	

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

3 予算・決算

(1) 予算

環境局の過去3年間の当初予算の推移は、以下のとおりである。

令和6年度の当初予算は、歳出が175,783百万円であり、その内訳は、環境管理費が6,410百万円、環境保全費が156,215百万円、廃棄物費が13,158百万円である。令和5年度当初予算と比較すると、20,922百万円増、増減率は13.5%である。

表A-1-3 環境局の予算推移（過去3年間）

歳出予算	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減	増減率
環境管理費	3,737	3,694	6,410	2,715	73.5%
環境保全費	68,912	141,022	156,215	15,193	10.8%
廃棄物費	8,300	10,144	13,158	3,013	29.7%
環境費合計	80,949	154,861	175,783	20,922	13.5%

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

(2) 決算

環境局の過去3年間の決算の推移は、以下のとおりである。

令和6年度の歳出決算は、予算現額182,607百万円に対し、支出済額が163,882百万円で執行率は89.7%、不用額は15,078百万円であった。

表A-1-4 環境局の決算推移（過去3年間）

環境費	当初予算	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
令和4年度	80,949	310,715	302,996	140,076	7,578	97.5%
令和5年度	154,861	259,262	246,298	2,319	10,643	95.0%
令和6年度	175,783	182,607	163,882	3,645	15,078	89.7%

令和7年版環境局事業概要より監査人作成

(単位：百万円)

4 環境に関する主要な条例及び事業計画等  
(1) 環境に関する主要な条例

ア 東京都環境基本条例

環境の保全について、基本理念を定め、都、特別区及び市町村、事業者並びに都民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的として制定されている。

イ 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (環境確保条例)

環境への負荷を低減するための措置を定めるとともに、公害の発生源について必要な規制及び緊急時の措置を定めること等により、現在及び将来の都民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保することを目的として制定されている。

ウ 東京都廃棄物条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物の適正な処理が行われるように必要な措置を講ずることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、都民の健康で快適な生活を確保することを目的として制定されている。

エ 東京における自然の保護と回復に関する条例 (自然保護条例)

市街地等の緑化、自然地の保護と回復、野生動植物の保護等の施策を推進することにより、東京における自然の保護と回復を図り、広く都民が豊かな自然の恵みを受容し、快適な生活を営むことができる環境を確保することを目的として制定されている。

オ 東京都自然公園条例

都立自然公園の指定、保護、利用等及び都が設置する自然公園施設の管理等に関し必要な事項を定めることにより、都内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって都民の保健、休養及び福祉の向上に資することを目的として制定されている。

カ 東京都環境影響評価条例

環境影響評価及び事後調査の手続に関し必要な事項を定めることにより、計画の策定及び事業の実施に際し、公害の防止、自然環境及び歴史的環境の保全、

景観の保持等について適正な配慮がなされることを期し、もって都民の健康で快適な生活の確保に資することを目的として制定されている。

(2) 環境に関する基本的な計画

ア 東京都環境基本計画等

(ア) ゼロエミッション東京戦略

都は令和元年5月、世界の大都市の責務として、世界の平均気温上昇をよりリスクの低いプラス1.5℃に抑えることを追求し、2050年に、CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを表明した。そして同年12月、そのビジョンと具体的な取組、ロードマップを6分野14政策に体系化してまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。

令和3年3月、2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロに向けて、2030年までの今後の10年間の行動が極めて重要であるとの認識の下、気候危機への行動を更に加速するため、都は、「ゼロエミッション東京戦略2020 Update & Report」を策定した。

令和4年2月には、東京都環境審議会での議論を踏まえ、都のカーボンハーフに向けた道筋を具体化し、各部門で直ちに加速・強化する主な取組を提示するため、「2030年カーボンハーフに向けた取組の加速-Fast Forward to “Carbon Half”-」を策定した。

さらに、令和7年3月、気候危機の深刻化や社会情勢等の大きな変化の中、取組を一層加速するため、2030年カーボンハーフとその先の未来を見据え、「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」を策定した。

(イ) 東京都環境基本計画

都は、東京都環境基本条例第9条の規定に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、東京都環境基本計画を定めている。

都は、令和4年9月、新たな環境基本計画を策定した。当該計画は、3+1の「戦略」として「戦略0 危機を契機とした脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現」、「戦略1 エネルギーの脱炭素化と持続可能な資源利用によるゼロエミッションの実現」、「戦略2 生物多様性の恵みを受け続けられる、自然と共生する豊かな社会の実現」、「戦略3 都民の安全・健康が確保された、より良質な都市環境の実現」を掲げ、2050年のあるべき姿の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、目標を設定し、施策の方向性を示している。

また、都では、東京都環境基本条例第8条の規定に基づき、東京の環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等を明らかにするため、東京都環境白書を定期的に作成し、公表している。

Ⅰ 2050 東京戦略

都は令和7年3月、2050年代に目指す東京の姿「ビジョン」を実現するため、2035年に向けて取り組み政策を取りまとめた、都政の新たな羅針盤「2050 東京戦略」を策定した。当該戦略には2035年に向けた28の戦略と296の政策目標が掲げられており、環境局の取組は「緑と水」や「ゼロエミッション」等に位置付けられている。

ウ 東京都気候変動適応計画

都は、令和3年3月に気候変動適応法に基づく「東京都気候変動適応計画」を策定し、併せて今後3年間の取組予定を「東京都気候変動適応計画アクションプラン」として示した。また、令和5年12月の「TOKYO強靱化プロジェクト upgrade 1」公表、令和5年4月の改正気候変動適応法成立等を踏まえ、令和6年3月に「東京都気候変動適応計画」を改定し、併せて「東京都気候変動適応計画アクションプラン」を示した。令和7年3月には、新たな取組を盛り込んだ「東京都気候変動適応計画アクションプラン2025」を策定した。

Ⅱ 環境局の事業について

環境局は、ゼロエミッションの実現、自然と共生する豊かな社会の実現、より良質な都市環境の実現を目指して事業を実施している。

1 ゼロエミッションの実現

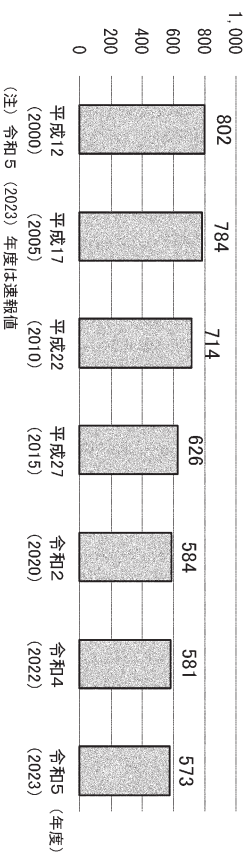
(1) 気候変動対策

ア 都内のエネルギー消費及び温室効果ガス排出量の推移

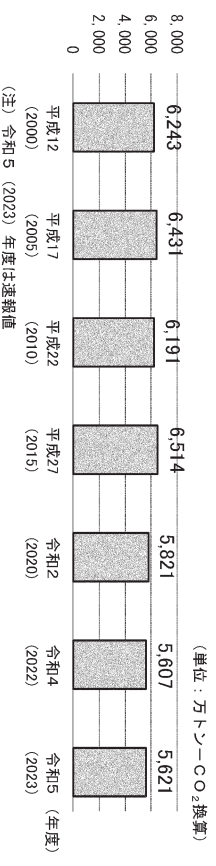
令和5（2023）年度の都内のエネルギー消費は573ペタジュール（速報値）であり、平成12（2000）年度の802ペタジュールと比較して約29%の減少となっている。都内のエネルギー消費の推移は、平成12（2000）年度頃にピークアウトしている。

令和5（2023）年度の温室効果ガス排出量は、CO<sub>2</sub>換算で約5,621万t（速報値）となり、平成12（2000）年度と比較して約9.9%の減少となっている。温室効果ガス排出量のうち、電気の使用に起因するCO<sub>2</sub>排出量は、電気1kWh当たりのCO<sub>2</sub>排出量を示す数値である電力のCO<sub>2</sub>排出係数を用いて計算されており、当該係数は、発電のために消費した石炭等化石燃料の割合により変化する値である。

図A-2-1 東京都におけるエネルギー消費の推移



図A-2-2 東京都における温室効果ガス排出量の推移



イ 東京都の取組

(ア) 気候変動対策の積極的展開

平成 17 年 3 月 31 日に、都は環境確保条例を改正し、地球温暖化対策計画書制度及び建築物環境計画書制度の強化、省エネラベリング制度やエネルギー環境計画書制度の創設などを行った。

平成 18 年 12 月には「10 年後の東京～東京が変わる～」において、世界でも環境負荷の少ない都市を実現するため、令和 2 (2020) 年までに平成 12 (2000) 年比 25% の CO<sub>2</sub> 排出削減を目標に掲げた。

平成 19 年 6 月に策定した「東京都気候変動対策方針」では、目標達成に向けた代表的な施策を明らかにし、取組を進めてきた。

平成 20 年 7 月には、大規模な CO<sub>2</sub> 排出事業所に対する総量削減義務と排出量取引制度を新たに導入することなどの気候変動対策の強化に関する環境確保条例の一部の改正を行った。

平成 22 年 3 月には、都の今後の施策展開の方向と我が国の対策強化に関する提言を概括的に示した「東京における気候変動対策の成果と展開」を公表した。

(イ) 東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針

平成 24 年 5 月に策定した「東京都省エネ・エネルギーマネジメント推進方針」では、今後の省エネ対策の基本となる「賢い節電」について、基本原則 (3 原則) を提示し、低炭素、快適性、防災力の 3 つを同時に実現する「スマートエネルギー都市」を目指して、都が進めていく取組を示した。

(ウ) ゼロエミッション東京戦略

令和元年 12 月、世界の大都市の責務として、世界の平均気温上昇をよりリスクの低い 1.5℃ に抑えることを追求し、2050 年 CO<sub>2</sub> 排出実質ゼロに貢献するためのビジョンと具体的な取組等をまとめた「ゼロエミッション東京戦略」を策定した。

その後、令和 3 年 1 月、2030 年までの 10 年間の行動を加速・強化するため、都内温室効果ガス排出量を 2030 年までに 50% 削減することを表明し、3 月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 2020 Update&Report」では、都内エネルギー消費量の 50% 削減とともに 2030 年に向けた主要目標として掲げた。

さらに、令和 7 年 3 月に策定した「ゼロエミッション東京戦略 Beyond カーボンハーフ」では、2035 年までに温室効果ガス排出量を 60% 以上削減 (2000 年比) する新たな目標と、その達成に向けた 31 の個別目標を掲げた。

(エ) 東京都環境基本計画における目標の設定

令和 4 年 9 月に策定した東京都環境基本計画において、令和 12 (2030) 年までに、東京の温室効果ガス排出量を平成 12 (2000) 年比で 50% 削減する目標 (カーボンハーフ) を掲げた。また、この目標を達成するために必要な省エネルギー水準として、令和 12 (2030) 年までに、東京のエネルギー消費量を平成 12 (2000) 年比で 50% 削減する目標を掲げた。

(オ) H T T 「⑨へらす・⑩つくる・⑪ためる」

脱炭素化とエネルギー安全保障の一体的実現を目指し、都民・事業者の実効性ある取組を促すため、H T T 「⑨へらす・⑩つくる・⑪ためる」をキーワードに、「Tokyo Cool Home & Biz」「Tokyo Warm Home & Biz」のキャンペーンを展開している。

(2) ゼロエミッションビルディングの拡大等

ア 大規模事業所における対策の推進

(ア) 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度

平成 20 年 7 月に環境確保条例を改正し、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 (キャップ・アンド・トレード制度) を導入した。

この制度は、対象となる事業所の所有者等に対し、削減義務の対象となる温室効果ガスの 5 年間の計画期間の排出総量を、一定の排出上限量以下にするよう義務付けるものである。

テナントビルへの対応としては、ビルオーナーに対する排出総量の削減義務を基本としつつ、その上で全てのテナント事業者に対してオーナーの削減対策に協力する義務を課すとともに、一定規模以上のテナント事業者である特定テナント等事業者には、特定テナント等地球温暖化対策計画書を作成・提出し、その計画書に基づき対策を推進する義務を課すこととした。

排出量の報告等には、検証機関の検証を受けることを要し、削減義務の履行は、自らの事業所の排出量を削減することのほか、排出量取引によることも認められている。

イ 中小規模事業所における対策の推進

(ア) 地球温暖化対策報告書制度

都内の全ての中小規模事業所を対象として、中小規模事業所ごとに地球温暖化対策報告書を作成し、本社等で一括して提出する制度である。

同一事業者が都内に設置する複数の中小規模事業所ごとの原油換算エネルギー使用量を合算した量が 3,000kL/年 이상になる場合には、報告書の提出とその

内容の公表が義務付けられている。  
令和7年4月より、事業者が自ら2030年度までの目標・計画を策定し、その取組状況を報告する仕組み等が導入されている。

**ウ 家庭における対策の推進**

**(ア) 省エネラベルシフト制度**

家庭における省エネを進めていく観点から、省エネラベルシフト制度を創設し、家電販売店に対し各製品の省エネ性能等を示した省エネラベルの表示を義務付け、都民の意識を喚起するとともに、省エネ家電製品の普及拡大・技術開発を促進している。

国は、小売事業者が取り組むべきガイドラインを平成18年8月に告示し、同年10月から全国展開による「統一省エネラベル」を施行したため、都は、「省エネラベル」様式を「統一省エネラベル」様式と同一とし、義務化を継続している。

**(イ) 家庭のゼロエミッション行動推進事業**

家庭の省エネ行動を促すため、より省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫若しくは給湯器又はLED照明器具への買替えを行った場合に、東京ゼロエミッションを付与することとしている。

**(ウ) 災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光住宅普及拡大事業**

省エネ性に優れ、災害にも強く、健康にも資する断熱・太陽光住宅の普及拡大を促進するため、高断熱窓・ドアへの改修や、蓄電池、V2H（ピークル・トゥ・ホームシステム）、高効率給湯器及び太陽光発電設備の設置に対して補助を行っている。

**(エ) デザインドレンボンス活用を見据えた家庭用燃料電池普及促進事業**

家庭におけるエネルギー消費量の削減と、非常時におけるエネルギー自立性の向上及びデザインドレンボンスへの活用を目的とした家庭用燃料電池の導入を支援する補助を実施している。

**(オ) アグリゲーションビジネス実装事業**

都民に対し、蓄電池等の分散型エネルギーリソースを束ねてデザインドレンボンスを行うアグリゲーターの取組を浸透させるため、事業者を登録・公表するとともに、遠隔制御型デザインドレンボンス実証に係るシステム構築等に対する補助を実施している。

**(カ) 家庭の節電マネジメント（デザインドレンボンス）事業**

デザインドレンボンスの行動を、小売電気事業者等のシステムを介して都民に浸透させることを目的とし、小売電気事業者等が電力の需給状況に応じて節電要請を行い、節電に応じた家庭等の需要家に乗せポイント付与等する取組及びそのシステム構築等に対して補助を実施している。

**(キ) 家庭の環境アクション推進事業**

家庭における環境アクション（脱炭素に係る行動変容）を、デジタル技術やスタートアップの技術の活用等により推進する新たなビジネスモデルの創出に取り組む事業者に対し、経費の一部を支援している。

**(ク) 「わが家の環境局長」事業**

家庭部門における環境対策の一環として、小学生を対象に、こどもが家庭内の環境対策を進めるリーダー（わが家の環境局長）になり、家族で楽しみながら具体的なアクションに取り組めるための仕掛けを提供する事業を実施している。

**(ケ) 家庭へのHTTアクション促進事業**

都民に対して、テレビCM等各種広報媒体やPRグッズを活用した広報展開を行うことで、家庭におけるHTTの取組の認知度向上と取組の促進を図り、脱炭素社会の実現に向けた都民の行動変容を促している。

**(3) 環境都市づくりの推進**

**ア 新築建築物に係る環境配慮の推進**

**(ア) ゼロエミッション東京実現に向けた新築建築物に係る制度強化**  
令和4年9月に環境基本計画を改正し、同年12月に大規模新築建築物を対象とする建築物環境計画書制度の強化と、戸建住宅を含む中小規模建築物を対象とする建築物環境報告書制度を新たに創設する条例改正を行った。

**(イ) 建築物環境計画書制度**

延べ面積が2,000㎡以上の建築物の新築、増築又は改築時に、建築物の環境配慮の全体像を示した建築物環境計画書の提出を建築主に義務付け、環境に配慮した質の高い建築物が評価される市場の醸成と、新たな環境技術の開発を促進している。